

いわゆる「個人的所有」についての一考察*

西 村 可 明

はじめに

1

社会的所有とはいかなるものか、これが社会主義・共産主義における所有の基本問題として昨今改めて検討の俎止にのせられていることは周知の通りである。「社会的所有」と「個人的所有」との両概念の関係をいかに把握すべきかをめぐってわが国で展開されている論争も、この基本問題の重要な1側面に触れるものだとみることができる。この論争は、10年ほど前に平田清明氏によってなされた、生産手段は共同所有、消費財は私的所有などというのは「無概念的思考の絶頂」であり、マルクスの正しい個人的所有概念を「忘却の荒野」におき忘れてきたことが社会主義を歪める一因となっている、という主旨の通説批判に端を発する¹⁾。この論争においては、生産手段は社会的所有、消費財は個人的所有という2分法的考え方を特徴とする通説的見解と、生産手段にかんして社会的であると同時に個人的でもあるような所有がなんらかの意味で成立するとみる新見解²⁾との対立を機軸として、社会主義経済論からだけでなく、思想史、経済史など様々な分野からの参加者を得て、活発な議論が継続されている。平田氏のばあいは通説批判がただちにソ連型集権的社会主義批判につながるものとして論じられているが、新見解の全主張者がそのような立場をとっているわけでは必ずしもない。とはいえ、この論争の基底を流れているものが、既存の社会主義国で生じている様々な否定的現象を念頭におきつつ、社会主義のもとでの所有関係はどうあるべきかを模索するという志向であることは明らかである。

この論文の目的は、社会主義経済論の見地から、新見解がソ連型社会主義批判として有効なインプリケーションをもちうるかどうかを吟味することにある。

* この研究は「文部省科学研究費補助金」の助成を受けた。

1) [16] p. 108, 119.

2) これは我国の経済学界に限定すれば新見解といえるが、ユーゴスラヴィアではすでに50年代にこの見解が主張されている。たとえば[29] p. 118 参照。

生産手段は社会的所有、消費財は個人的所有という所有客体の2分法にもとづく通説的見解が、『資本論』第1巻第24章第7節中のいわゆる「否定の否定」の箇所の解釈として強く打ち出されたのは、エンゲルスの『反デューリング論』が最初であり、そこではこの見解が「否定の否定」の箇所に対するデューリングの批判に反駁する形で表明されている。この見解は、1890年代半ばにロシアでおこなわれたエヌ・ミハイロフスキーとの論争において、レーニンによってそっくりそのまま継承されたが、そのさい唯一異なった点は、エンゲルスが彼の見解を「だれでもドイツ語のわかる人にとっては」明らかかなものとみなしたのに対して、レーニンが「ロシア語のわかる人にとっても。というのはこの(『資本論』の)翻訳はまったく正確なのだから」とつけくわえた点だけである³⁾。ソ連邦の成立後では、1936年のいわゆる『スターリン憲法』においてこの見解が採用されており⁴⁾、それを解説した当時の文献では、消費財の個人的所有を規定した第10条が、エンゲルスの『反デューリング論』からの引用だけでなく、「否定の否定」の箇所の「個人的所有の再建」の命題や、『フランスにおける内乱』の「個人的所有の真実化」の命題の引用によっても説明されている⁵⁾。最近では1977年の新憲法でこの考え方が

3) [26] p. 167~168. したがってレーニンが「否定の否定」を語りながら、「そこにおいて語るべき個体的所有を語らない」([16] p. 106)のは、レーニンが「これを語らないのであって、知らなかったわけではない」([16] p. 303)という平田氏の見解は、レーニンがすでにこのように語っていることに触れないまま主張されており、説得的でない。

4) 1918年憲法には2分法的見解はまだ明確にはあらわれていない。また24年憲法は、ソ連邦成立にともなう連邦制度の規定であり、この点については規定されていない。この見解が憲法に明確にあらわれるのは、36年憲法が最初である。なお、36年憲法では、生産手段の国家的所有(全人民的財産)については第6条で、消費財等の個人的所有については第10条で規定されている。[40], стр. 346 参照。

継承されていることは周知の通りであるが、現在この見解は、ユーゴスラヴィアを除く大部分の社会主義国の所有制度・所有理論の骨格をなしており世界的にみて支配的な見解であり、その論理内容は別として、政治・経済制度によって裏づけられた強固な通説となっている。このように、生産手段は社会的所有、消費財は個人的所有という見解を、社会主義的所有制度と所有理論の骨組として採用している点が、ソ連型集権的社会主義的所有制度と理論の第1の特徴だといえる。

その第2の特徴としては、生産手段の社会(全人民)的所有と国家的所有との関係について、たとえばスターリン憲法では「国家的所有(全人民的財産)」新憲法では「国家的(全人民的)所有」という規定が与えられていることにも示されるように、両者の同一視の傾向を指摘することができる。第3は、これらの規定が生産手段の「単一かつ唯一の所有主体は国家である」⁶⁾と解説されることに示されるように、所有主体としては社会よりも国家が断然強調されている点にある。第4は、このように所有主体として指定された国家の概念が、社会の意思と利益を代表する機関(Орган)として⁷⁾、したがって社会そのものとは区別された特殊な人間集団として把握されている点にある。現在ソ連邦の政治制度については、一党独裁、党と国家との一体化に由来する民主的政治制度の形骸化が指摘されているが⁸⁾、この指摘が事実であればあるほど、国家的所有は特殊な人間集団の所有に近づき社会的所有から遠ざかることになる。第5は、国家的所有における所有概念を、物に対する主体の全面的排他的意思支配として理解する点にある。換言すれば、国家的所有を生産手段利用にかんする意思決定の国家独占とみなしていることである⁹⁾。以上の点を考慮して総括的にいえば、ソ連型集権的社会主義的所有制度・理論の特徴は、生産手段に対する単一かつ唯一の国家意思の全面的排他的支配と、この意思に対する労働者集団や各個別労働者の従属とを特徴とする一枚岩的国有制を、社会主義に本来的な社会的所有の制度だとみなす点にあり、しかも国家の意思と社会の共通意思との同一性の確保を困

難にする要因が政治制度自体のなかに組み込まれている点にあるといえる。したがってソ連型社会主義の所有制度・理論の問題とされるべき基本的側面は、生産手段利用にかんする意思決定のこのように独特な社会的配分のあり方にあり、したがってまた生産手段の意思支配の社会的編成様式という問題領域であるということがわかる。それ故、ソ連型社会主義批判としての「個人的所有」概念の有効性を判断するさいの基準は、何よりもまず、生産手段に対する意思支配のこのように独特な社会的編成様式にメスを入れることができるか否かという点にある。以下では、通説以外の見解のマルクス解釈としての成立可能性の問題と、ソ連型社会主義批判としてのその有効性の問題とを検討する。

2

「否定の否定」の箇所に対するデューリングの批判の1つが、「マルクス氏は個人的であると同時に社会的な所有という朦朧世界にやすんじてとどまっている」¹⁰⁾という点にあることは周知の通りである。これに対するエンゲルスの反論の特徴は、デューリングが「個人的であると同時に社会的な所有」を「朦朧世界」とみなした点を肯定的に評価し、逆に「否定の否定」の箇所を彼が「個人的であると同時に社会的な所有」と解釈した点を誤りと評価し、そのうえで正しい解釈を示すという形で通説的見解を提出していることである¹¹⁾。そこでのエンゲルスの議論は3つのポイントに要約しうる。第1のポイントは、エンゲルスの使用した『資本論』ドイツ語第2版まででは、「否定の否定」の箇所が「これ(否定の否定)は個人的所有を再建するが、しかし資本主義時代の獲得物を基礎として、自由な労働者の協業と土地および労働そのものによって生産された生産手段に対する彼らの共同所有とを基礎として、それを再建するのである」となっていたことに直接に依拠して、エンゲルスが「社会的所有というのは土地とその他の生産手段に関するものである」と結論した点である。この点については、マルクスの指示に従ってエンゲルスの訂正したドイツ語第3版以降では、「共同所有 Gemeineigentum」が「共同占有 Gemeinbesitz」にかえられ、「自由な労働者の」が削除され、「資本主義時代の獲得物」の直後のカンマがコロンにかえられるなど一連の変更がほどこされた結果、協業と共同占有は資本主義時代の事柄として述べられている

5) たとえば [35] стр. 35, [37] стр. 34, [39] стр. 48 を参照。

6) [34] стр. 314.

7) たとえば [28] p. 90, 97~8, [38] стр. 96 参照。

8) たとえば [31] pp. 32~61 を参照。

9) ただし職業選択・転職にかんする意思決定権は除く。このような見解の1例としては [27] p. 63 をあげることができる。

10) [33] S. 505. デューリングのその他の批判についてはここでは触れない。

11) [25] pp. 213~215.

るという色彩が一段と鮮明になり、エンゲルスのこの結論の直接的根拠が薄弱になるという問題がある。しかし「土地および労働そのものによって生産された生産手段の彼らの共同所有」という句がたとえ欠如していたとしても、その直後に資本主義的私有が社会的所有に転化されることが示されており、しかも後者の所有客体としておもに生産手段が問題にされていることは、後にも述べるように、明らかである以上、この点のエンゲルスの結論に変更をつけくわえる必要は全くない¹²⁾。

第2のポイントは、「個人的所有というのは、生産物すなわち消費対象にかんするものである」とのべた点にある。エンゲルス自身が個人的所有の客体を消費財に限定するために直接述べたことはこれだけであり、この限定の論理は不分明といわざるをえない。第1に、社会的所有の客体が生産手段であることを述べただけでは、個人的所有の客体が生産手段ではないと主張したことにならないのはいうまでもない。第2に、エンゲルスは個人的所有の客体としてまず生産物を措定するが、何故そうしなければならないのか説明されておらず、その論理は明らかでない。

そこでこの欠陥を補うための試みが林直道氏によっておこなわれているが、それは、「否定の否定」には「自己労働に基づく個人的私有→資本主義的私有→社会的所有、という生産手段所有制度の形態転化の裏側において、所有→無所有→所有という労働者による労働生産物の所有(=個人的所有)の流れが、相対応している」¹³⁾と主張しようとするものである。そこでは、生産手段の「自己労働にもとづく個人的な私的所有」が「自分自身の労働の生産物の所有」をともなうということを根拠として第2の流れの存在が主張されているから、ここで問題とされる生産物は生産過程の直接的結果としての具体的な生産物にほかならない。またここでの個人的所有概念は、各私的生産者が自己労働の結果としての生産物を所有するというばあいと共通の内容をもつものとして使用されており、したがってこの個人的所有が個人による当該具体的生産物の独占的排他的意思支配にほかならないことも明らかである¹⁴⁾。だが、社会主義・共産主義における

生産過程の直接的結果としての生産物は、このような意味の個人的所有ではなく社会的所有であるというのがマルクスの主張だと思われる。というのは、いわゆる「自由人の結合体」にかんする次の命題、すなわち「この結合体の総生産物は、1つの社会的生産物である。この生産物の1部分は再び生産手段として役だつ。それは相変わらず社会的である。しかしもう1つの部分は結合体成員によって生活手段として消費される。したがって、それは彼らのあいだに分配されなければならない」¹⁵⁾という命題に示されるように、生産過程の直接的結果という局面でみるかぎり生産物は社会的所有であり¹⁶⁾、そのうちの消費財は、分配——社会主義のもとでは労働に応じた分配——の媒介を経てはじめて「個々人の所有に移り行く」¹⁷⁾というのがマルクスの思想だからである。

第3に、個人的所有の客体が「生産物すなわち消費対象」というように「すなわち also」の1語で消費財に限定される点も説得的でない。この限定は社会主義・共産主義にそくして述べられているが、社会主義が高度に発達した社会的分業を前提し、したがってこの生産物に生産手段が含まれることは自明だからである。総じて、個人的所有の客体を消費財に限定するエンゲルスの論理は、我田引水的で説得性に欠けるものとなっている。

これに対して、「否定の否定」の箇所の個人的所有の客体には生産手段が含まれるし、また主として生産手段が問題にされているとみるほうがはるかに論理的である。第1に、この箇所を含む「いわゆる本源的蓄積」の章におけるマルクスの主要テーマは、生産手段と労働者との結合→分離→再結合という転化にあって、問題とされている所有客体がおもに生産手段であることは明らかである。第2に、マルクスが「自分の労働にもとづく個人的私有」の主要特徴としてあげているのは次の6点、すな

られるように、「個人的所有」と「私的有所」とが概念的に厳密に区別されないことから、この点は明らかである。両概念の区別の軽視の他の例として[18]をあげることができる。たしかにマルクスにおいて両者が区別されないで使用されているばあいもあるが、「否定の否定」の箇所でその区別が明示されていることは疑問の余地がない。また『経済学批判要綱』において「私的」と「個人的」とが明確に区別されている事実は、平田氏によって指摘されている通りである。なおそこでは、「個人的 individuell」と「個々人 der Einzelne」との区別もおこなわれている。

15) [19] p. 105.

16) [11] p. 34.

17) [20] p. 36.

12) 「資本主義時代の獲得物」以下の解釈をめぐる論争については、紙幅の都合上ここではふれない。なお、[3] pp. 44~48 参照。

13) [14] pp. 194~197.

14) 通説支持者においては、たとえば「小生産者たちが個々バラバラに生産手段を私有する場合のみを『個人的所有』とよぶのである」([15] p. 246)という主張にみ

わち、1. 生産手段の社会的分散、2. 分散的生産手段の生産者自身による私有、3. 小経営的生産様式、4. 労働者の自由な個性と社会的生産の発展との必要条件としての小経営の意義、5. 生産手段の分散を前提した小経営による生産の社会化の排除、6. 小経営を破壊する物質的手段の小経営自身による産出であり、したがってマルクスが「自分の労働にもとづく個人的私有」で主として問題にしている所有客体は明らかに生産手段である。それ故、個人的私的所有が私的性格を除去されて再建されるばあい、マルクス自身によって生産物さらには消費財への限定が明示的に与えられていない以上は、再建される個人的所有の客体は主として生産手段であると解釈するほうが論理的に正しいと思われる¹⁸⁾¹⁹⁾²⁰⁾。

18) 林氏は、自己労働に基づく生産手段の個人的私的所有から私的所有をとりわけば、生産手段の個人的所有がのこり、これが復活されるのだから、復活されるのは生産手段の個人的所有だという見解における「単純な引算」の誤りは、自己労働にもとづく個人的私的所有が自分の労働の生産物の個人的所有をともなったものであることを「見落した」ところにあるといわれる([14] p. 194)。だがこの「単純な引算」は、それを「見落した」のではなく、マルクスによって問題にされているのが生産手段にほかならず、当該箇所には生産物・消費財への限定が明示されていないという事実にもとづく。また林氏のように、マルクスの主旨とは反対に「自己労働の生産物の所有」を再発見してみても、それだけで「個人的所有」からの生産手段の「単純な引算」ができるわけでは全くない。

19) 西野氏は、資本の直接的生産過程を主題とする『資本論』第1部の論理的抽象レベルで資本制的所有の否定としての「個人的所有」の再建が展望されているという観点から、この再建は「直接生産者＝労働主体の直接的生産過程におけるあり方に関することがらである」とされ、個人的所有を生産手段と生産手段・消費財という区分の捨象された労働の成果＝生産物一般とへの直接生産者＝労働主体の関係として把握する興味深い見解を主張されている。[12] p. 67～70 参照。

20) 田口氏のばあい、通説的見解の成立可能性を認めたいうで、この見解は「あまりにも機械的かつ平板な解釈であるという印象をぬぐい去ることができない」([5] p. 173)といわれ、所有を直接生産者と生産手段との結合関係を示す「労働過程論的範疇としての所有」と生産者と生産手段所有者との直接的関係を示す「生産関係的範疇としての所有」とに区分する方法にもとづき、個人的所有を前者に社会的所有を後者に属するものとして論じておられる([5] pp. 141～151. 171～3)。この区分については、「労働過程論的範疇としての所有」という規定には無理があり、また内容的には前者が後者に包含される関係にあって両者の対置には無理があるのではないかという疑問が残る。また「否定の否定」の箇所がこの区別をうけいれうという点についての論証も欠けているよ

第3のポイントは、「否定の否定」にかんして通説的解釈を打ち出しておいて、それをマルクスに依拠して正当化するために、『資本論』から「自由人の結合体」にかんする命題を援用する点である。しかしうえに述べたように、「否定の否定」の箇所には、「自由人の結合体」のところの、生産手段は社会的なものにとどまり消費財は個々人のあいだに分配されるという命題とは異なる独自の論理と独自の主張——過去に成立していたものがいったん否定されてその後に高次復活されるという「再建」の論理と、この論理に裏づけられた生産手段の個人的所有という主張——が存在するとみることができる。したがってエンゲルスのように、このような解釈の可能性について検討しないまま、「自由人の結合体」の命題を「否定の否定」の解釈に直接適用することは、この論理と主張が無視ないし事実上否定されてしまうことを意味し、それ故これは適確な援用とはみなしがたい。

以上3つのポイントの批判的検討を通じて得られる結論は、第1に、エンゲルス流の通説的解釈にはかなりの無理があって、およそ説得的ではないということ、第2に、「否定の否定」の解釈としては、生産手段について社会的所有概念と個人的所有概念とが同時に成立している状態を想定するほうがより当を得ているということの2点である²¹⁾。したがって問題はこの状態を合理的に説明できるか否かにあるが、この点にかんする新説の検討に移る前に、生産手段について社会的所有と個人的所有との両概念が同時に成立しているという命題を3点にわたって明確化しておく必要がある。

第1に、生産手段について両概念が同時に成立しているということは、生産手段が分割されて1部は社会的所有に、他の1部は個人的所有におかれているという意味ではなく、同一の生産手段について両概念が重複して成立しているという意味にほかならない。このことは、個人的所有の再建がますます大規模化する協業や共同的にしか利用できない生産手段を歴史的に前提するということから明らかである。

うに思われる。さらに肝心なことは、社会的所有のもとで個人が生産手段に「自己の財産として」関係できるということを1つの社会的メカニズムとして提示する点にあるのであって、この点を欠いたまま「直接生産者が自己の財産としての彼の労働の客観的諸条件と関係している状態、生産の主体と客体との結合の高次復活」([5] p. 171)といくらいつてみても、空理空論の域を出るものではない。

21) なおエンゲルス解釈を批判的に検討したものとして[6]、[7]をあげることができる。

第2に、このような意味で同一生産手段が社会的所有であると同時に個人的所有でもあるという命題と、生産手段は社会的所有にとどまり消費資料は分配されて個々人の所有に移り行くという命題との関連については、両命題の接合可能性を指摘することができる。というのは、同一生産手段が社会的所有であると同時に個人的所有でもあるという状態は、生産手段が社会的所有から個人的所有に移り行くことを否定し、むしろそれが社会的所有にとどまっていることを示しているからである²²⁾。したがってまた両者は矛盾しているわけではなく、なんらかの仕方で接合しうからである。たとえば、「自由人の結合体」の命題では、使用価値視点から社会的総生産物を社会的所有にとどまるものと社会的所有から個々人の所有へ移行行くものとに2分することによって、社会主義・共産主義のもとでの所有関係の輪郭が与えられており、「否定の否定」の箇所では前者の社会的所有についてより詳細な規定が付加されているとみることもできるし、また「自由人の結合体」の命題は、社会主義と共産主義とに共通な抽象的規定として与えられており、「否定の否定」の箇所では共産主義段階についてのより具体的な規定が与えられているとみることもできよう。これらはほんの1例にすぎず、両命題の接合の仕方にはほかにいろいろと想定しうると思われる。

第3に、「否定の否定」の箇所の「否定の否定」(第2の否定)の解釈次第で、社会的所有と個人的所有との関係に若干の差異が生じる。通常「否定の否定」は資本主義から広義共産主義への転化のプロセスであり、「否定の否定」という同一プロセスの結果一方では社会的所有が成立し、他方では個人的所有が復活すると解釈されているが、このばあい両者は同一プロセスの結果としてこのプロセスの終了時に同一時点で成立することになる。このことは、両者がともにすでに社会主義の段階で成立することを含意する。もう1つの解釈は、「否定の否定」を転化のプロセスではなく転化のプロセスの結果としての所有形態とみる見解である。この解釈はあまりおこなわれていないが十分に可能である。というのは、マルクスのいう「第1の否定」が転化のプロセスの結果としての資本主義的私有を意味していることは明らかであり、したがって第2の否定すなわち「否定の否定」も転化の

結果としての所有形態だと考えることには無理がないからである。このばあい「否定の否定」を個人的所有とみなすことは、「否定の否定」を主語とする文を意味不明にするから不可能である。それ故「否定の否定」は社会的所有と解するよりほかないが、そうするとこの文は、社会的所有が個人的所有を再建するという命題を意味することになり、論理的には社会的所有が前提で個人的所有がその結果という関係、時間的には前者が先に成立して後者がその後に成立するという関係を内包しうることになる。このことの含意の1例は、前者は社会主義段階に成立するが後者は共産主義の第2段階になってはじめて成立するというばあいの想定である。なお、マルクスにおいて社会的所有とは生産者自身の共同所有であるから、「否定の否定」をこのように解釈したとしても、高次復活の論理が保持されていることはいうまでもない²³⁾。

以上のようにみてくると、生産手段は社会的所有にとどまり、消費財は社会的所有から個々人の所有に移り行くという意味において、生産手段は社会的所有、消費財は個人的所有と主張することは何ら間違いではないが、この主張を「否定の否定」の箇所の解釈に機械的に適用することにはかなりの無理があることがわかる。デューリングの「個人的であると同時に社会的な所有」という解釈は、この解釈を導出する論理は別として、この文章表現上にとどまるかぎり、まんざら間違っているわけではなく、エンゲルスの批判とは反対にむしろ「朦朧世界」という評価のほうを問題にすべきだということになる²⁴⁾。

3

そこで次に検討すべき問題は、同一生産手段について社会的所有と個人的所有との両概念が同時に成立している状態をいかに合理的に説明するかという点にある。この点にかんする新見解の主張内容は一樣ではないが、以

23) したがって『『否定の否定』とは社会的所有の実現だとみなす通俗的見解は、論理学的にも誤謬である』([16] p. 103)という平田氏の主張は、当該箇所の綿密な検討を欠いており説得的でない。

24) なおこの点についてマルクスがエンゲルスと同一見解に立っていることを示す傍証として、エンゲルスが『反デューリング論』の原稿を「印刷するまえに」「全部彼(マルクス)に読みきかせた」([25] p. 40)とのべている点などが指摘されることがある([15] pp. 238~240)。しかしこれらは「否定の否定」の解釈への2分法的見解の適用自体についてマルクス自身が正しいとのべたものではないから、これらにもとづいて両者の見解の異同を判断することには無理がある。

22) 竹内氏は「個体的所有の再建はエンゲルスの2分割論をけっして排除するものではなく、これを根柢から支えるもの」([6] p. 33)であるという見解をとっておられるが、どういう意味で「根柢から支える」と言われるのかは明らかでない。

下ではある程度具体的な社会主義・共産主義像を提示している説を考慮に入れつつ、この問題を検討することにする。

新見解を展望してまず気をつくことは、両概念の同時成立の状態を説明するにあたって、思想史のアプローチから初期マルクスの人間主義・人間解放の思想が手掛りとされるべきであるということである。すなわち「現実の個別的な人間が、抽象的な公民を自分のうちにとりもどし、個別的人間のままでありながら、その経験的な生活において、その個人的な労働において、その個人的な関係において、類的存在となったときはじめて、つまり人間が自分の『固有の力(forces propres)』を社会的な力として認識し組織し、したがって社会的な力をもはや政治的な力の形で自分から切りはなさないときにはじめて、そのときにはじめて、人間解放は完成されたことになるのである」²⁵⁾ というマルクスの思想が、『資本論』の「否定の否定」の箇所に表示されているという認識にたつて、個人的であると同時に社会的な所有は、この思想の「所有論的表現」だと主張されるべきである²⁶⁾。そこでは、両概念の関係については、「異なる所有形態を意味するものでない」とか、「個人的所有は社会的な所有の内容そのものである」とか、個人的所有は「本質的内容」、社会的所有は「その実現形態」であるとか、「個人的所有＝社会的所有」とか主張され、両者の同一性、統一性が強調される²⁷⁾。たしかに「否定の否定」の箇所は、社会主義・共産主義のもとでの生産手段の「個人的であると同時に社会的な所有」と解釈することができるから、そこには初期マルクス以来の人間解放の思想が表明されているとみなすことは十分に可能だと思われるし、したがってまた、個人的であると同時に社会的な所有は、「現実の個別的な人間が個別的人間のままで類的存在となる」という命題の「所有論的表現」であるとか、「個人的労働を社会的労働として、また社会的労働を個人的労働として現実的に措定する」という命題の「所有論的表現」であるとかいうことも可能だと思われる。しかし、このようにいうことは、これらの命題を所有論という1つの理論領域の命題に変換することを含意するから、この変換を正しく行なうことができるか否かが問題となってくる。「否定の否定」の箇所を個人的であると同時に社会的な所有と解釈する1つの根拠として、マ

ルクスが未来社会を「個人的労働を社会的労働として、またその反対に、現実的に措定する」²⁸⁾ 社会とみなしていることが指摘されるのに対して、通説支持者の側から、これは「労働について言ったことであって、これをそっくりそのまま所有の問題へあてはめるわけにはゆかない」²⁹⁾ という批判がなされるのは、的を射た問題提起となっているといえる。労働は生産手段所有であるという命題は、一般的には成立しないから、ここでの労働が生産手段所有であることの論証が必要となるのである。そのさい「所有とは我がものとする行為であり」「我がものにする現実の行為は、何よりもまず生産である」³⁰⁾ という平田氏の概念規定は、それ自体としては誤りとはいえないが、この論証に適用できないことは明らかである。というのは、ここで具体的・内在的に論証されるべき論理はまさに逆であって、生産もしくは労働がこのばあいになぜ所有となるのかという点にあるからである。

このような思想史のアプローチからの議論展開において、マルクスが未来社会を「自由な個性」の展開される社会と想定している³¹⁾ ことと関連させて、「人間的生産」のもとで「労働は真の活動的所有となる」というマルクス命題が導入される点は³²⁾、この論証の1つの試みとして位置づけることができるように思われる。この試みは、初期マルクスの次の見解、すなわち、私的所有を前提したばあいは、労働は生きるための手段であって生活そのものではなく、労働において個性が極度に外在化されて、個性を働かせることが苦痛になるのに対して、人間的生産を前提するばあいは、労働は自由な生命の表出であり、労働において個人的生命が肯定されるから個性の独自性 *Eigentümlichkeit* が肯定され、したがって労働は真の活動的所有 *Eigentum* になる³³⁾ というマルクス見解のなかにみいだされる所有概念を個人的所有に適用しようとする試みである³⁴⁾。

だが、このように、労働における個性の独自性の肯定という意味で労働が真の活動的所有になるということ、すなわち、「否定の否定」の個人的所有概念の内容として措定することには、避けられない矛盾がある。すなわち、一方では個人的所有の客体が生産手段だというために「再建する」という語をキー・ワードとして使っておいて、同時

28) [22] p. 185.

29) [14] p. 176.

30) [16] p. 80

31) [22] p. 79

32) [9] pp. 103~8.

33) [23] pp. 117~119.

34) ユーゴスラヴィアの J. Djordjević は、文献を明示して語っていないが、同じような見解をのべている。[32] pp. 74~5 参照。

25) [21] p. 407.

26) たとえば [6] p. 31, [13] p. 4, [10] p. 19 を参照。

27) たとえば [10] p. 15, [12] p. 75, [8] pp. 4~8 を参照。

に他方では個人的所有概念を「再建」されようのないものとして措定しているという点がそれである。マルクスにおいて労働が真の活動的所有になるのは、私的所有のもとではなく「人間的生産」においてであるが、この「人間的生産」は実利主義(生活の手段として労働)・利己主義(自分のための生産)を超克した人間の生産にほかならない。したがってそれは共産主義の第2段階になって初めて成立するかも知れないものであり、また「真の活動的所有」は個人的私的所有のもとでは成立しえない所有概念である。それ故この意味に把握された個人的所有というものは再建されえようのない性質のものなのである。

もっともこの矛盾を承知のうえで、思想史的に大局的にみて、この見解を主張する立場はありうるかも知れない。マルクスの共産主義思想には初期マルクス以来一貫した流れがあって、このなかから個人的所有概念の内容にふさわしいものを探しだすならば、労働における「個性の独自性の肯定」という要素以外にはありえない、という結論もありうるのかも知れないからである。

とはいえ、共産主義の第2段階に適用可能かも知れないこの試みを、社会主義段階に適用することは不可能であり、社会主義的分配原則にもとづき労働に応じて受けとる個人的労働時間が社会主義的協業に組みこまれているという意味で個人的所有は社会的所有の内容そのものであるという主旨の平田見解³⁵⁾に援用しえないことはいうまでもない。

ところで、個性の独自性の肯定という意味で労働が所有となるというばあいの所有概念は、経験科学的に把握される、客観的実在的社会関係としての所有概念とは異なる。同じく人間解放の思想の継承を考慮しながら、個人的所有の内容を具体的に措定して、個人的所有再建の核心を「1. 生産手段への労働者の結合、2. 労働=生産過程の指揮・管理、3. 労働=生産の成果の取得と利用・処分、という直接的生産過程が内蔵する諸機能を、資本の手から奪いかえして、個々の直接生産者=労働主体の手に再合一すること」³⁶⁾にあると主張する見解は、後者の所有概念の延長上で論じられているとみることができる。だがこのばあいには、「否定の否定」の箇所分析を通じてこの「再合一」の状態を個人的所有の内容として措定しただけでは、まだ道半ばであって、さらに「再合一」の状態を個人的所有という概念で概括しうること

を示す必要がある。この「再合一」の状態は、社会的所有を前提する以上、何よりもまず、個々の直接生産者が生産手段に「自分たちのものとして」関係するばあいが考えられるのであって、ただちに「自己のものとして」関係することを意味するものではないからである。したがって、この「再合一」の状態のあり方として、各直接生産者が生産手段に「自己のものとして」関係しているとみなしうるばあいを提示し、そして、各直接生産者が生産手段に「自分たちのものとして」関係すること(社会的所有)と、「自己のものとして」関係すること(個人的所有)とがいかにして両立可能であるのか明示しなくてはならないのである³⁷⁾。

だが、この点を明らかにするには、「自己のものとして」というまだ曖昧な規定にとどまっていたのでは不可能であって、この概念をもっと明確にしておく必要がある。私見によれば、マルクスにおける「自己のものとして」とは、主体の「意思の支配領域として」と解釈することが可能であり³⁸⁾、「主体の意思の及ぶことが社会的に保障されているものとして」という意味に理解することが可能である。このような解釈にたてば、この「再合一」の状態を個人的所有として総括しうるのは、各生産者が生産手段の利用に関する意思決定権をもち、「直接的生産過程が内蔵する諸機能」が各生産者の個別的意思の実現形態となっているばあい限定されることになる。また社会的所有とは、生産手段利用にかんする全社会的規模での共同意思決定とこの意思の実現を意味する³⁹⁾。したがって社会主義経済論の見地からすれば、同一生産

37) 通説支持者の批判にこたえるためには、このことを明示する必要があるのであって、両概念は「対立的なものではない」とか、「相互に排除しあう関係にない」とかのべるだけでは不十分である。

38) 拙稿「マルクスの所有概念について」(『経済研究』Vol. 28, No. 3 pp. 263~6)参照。そこでは、『経済学批判要綱』において本源的所有の3形態を総括する形で与えられた所有概念をもとにして所有概念の一般化をはかるというすでに行なわれている試みに従いつつ、私としては、所有を物に対する人間の排他的意思支配と要約した。それは、既存の、経験科学的に把握される客観的社會関係としての所有に関して、この排他性を一切捨象することは困難だと思われるからである。しかし所有概念にとって最も核心的な点は「主体の意思が物に及ぶ」という点にあって「排他性」はそのための条件だとみなしうることから、後者が欠如していても主体の意思の及ぶことが保障される状態がもしも成立できればそこには所有概念の成立を認めることができるように思われる。

39) マルクスの「社会的所有」を個々の協同組合や集団の所有だとする見解には賛成しがたい。

35) [16] p. 119.

36) [12] pp. 74~5.

手段の個人的であると同時に社会的な所有という命題が成立するか否かは、同一生産手段に対して社会全体の意思が及ぶことと、各個人の意思が及ぶことが同時に保障されるような社会的メカニズムを措定しうるか否かにあるといえる。

このような観点から両概念の関係を考察するにあいに、第1に、「否定の否定」の解釈として個人的所有概念と社会的所有概念とが等価であるようなばあいも設定しうるということにもとづいて⁴⁰⁾、次のような状態を想定することができる。すなわち、生産手段の利用にかんする社会全体としての意思決定は、各社会成員の個別的意見が一致したところで採択されることを原理とする状態がそれである。このばあいには、生産手段に社会の意思が及ぶことと、各個人の意思が及ぶことがともに保障されており、この意味で社会的所有とも個人的所有とも呼ぶことが可能で、どちらの呼び方をしても同一の意思支配関係が包括されることになる。この解釈はマルクスの人間解放の思想に含められうるかも知れず、また諸利害の対立の残存する社会主義段階ではなく共産主義の第2段階にかんするものと考えられるが、しかしそこでの各社会成員の意思が一致するための条件が不明だという欠陥をもつ。とはいえ、個人的所有の内容として個性の独自性の肯定を措定するばあいの「再建」の矛盾が回避されているというメリットはもつと思われる⁴¹⁾。

第2に、個人的であると同時に社会的でもある所有を労働者自主管理として把握し、社会主義段階でのその成立をみとめる見解は⁴²⁾、ある程度実現可能な具体的な

社会的メカニズムを提示しているという長所とともに、一定の難点をも有すると思われる。この見解の核心は共同的意思決定への個人の参加をもって個人的所有の内容とする点にあると判断しうるが、しかし社会主義段階で考えられうる共同意思決定の基本原理は全員一致制ではなく、せいぜいのところ多数決制にとどまる以上、個別的意思の否定もありうるわけで、個人の意思が生産手段に及ぶとはかぎらないからである。換言すれば、各個人は生産手段に対して「自分たちのものとして」関係することはできても、「自己のものとして」関係することはできないのであり、したがって共同意思決定への個人の参加を個人的所有とみなすことには無理があるといえる。しかし、共同意思決定への各個人の参加権は、個人の意思が生産手段に及ぶ道を開いているという意味で、可能性の概念としては個人的所有とみなしうるのだと主張することもできるかも知れない。だが「否定の否定」の箇所の解釈としてこれを断言するには、この概念についてマルクスの語っていることがあまりにも少なすぎるように私には思われる。

第3に、労働転換の思想の適用を特徴とする見解は、共産主義の第2段階において、分業への隷属が廃止されて労働転換が実現されるばあい、各個人が「社会の必要や各人の好みに応じて生産部門の系列を順々にうつることができる」⁴³⁾ という意味で、各個人が社会の生産手段全体を自由に利用できるから、社会的所有におかれている生産手段は同時に個人的所有でもあるということが可能だと主張するものである⁴⁴⁾。この見解においては、生産手段と生産者との結合が両者の「癒合」という形ではなく、「労働転換」という形で成立し、職業選択・転職という問題領域では個人の意思決定権が優先するとみなされていると考えることができるから、社会的所有と個人的所有とは同一生産手段についての意思決定の問題領域を違える仕方で同時に成立していることになる⁴⁵⁾。

この見解における社会の全生産手段の各個人による利人的所有」概念で概括しうるか否かこそが問われているのだから、この点についての明確な説明を欠いた氏の主張は理論的には説得的でない。

42) ユーゴスラヴィアにおける支配的見解がこれにあたる。わが国の研究者によるその紹介としては[2] p. 337を参照。またカルデリ([30] pp. 23~25, 65)も参考となる。なお石見氏は、個人的所有を協同生産者たちの個人的持分が尊重され、しかも共同で自治的に管理することと解釈しておられる([1] p. 248)。

43) [24] p. 97.

44) [3] pp. 39~40.

45) 長砂氏は、分業への隷属の廃止と労働転換の実現によって各人が社会の生産手段を自由に利用することが

40) 長砂氏は『『否定の否定』によって実現されるもの・生みだされるものと、高次で『再建』・『回復』されるものとは同一物』という理解から、両者は「同一物」だといわれる([11] pp. 28~33)。しかしこの解釈の一義的必然性はないから氏のように断言することはできない。また両概念が同一物を表現すると解釈するばあいに必要なことは、このような解釈の成立を可能ならしめる社会関係の提示にある。なお同一の社会関係を個人的所有とも社会的所有とも呼ぶことができるとき、それを「個人的であると同時に社会的な所有」と規定することは可能であって、これに反対する氏の見解は私には解せない。

41) 富岡氏は、「個人的所有＝社会的所有、個人的意思＝社会的意思、個人的労働＝社会的労働という三つの定式は、社会主義社会の、したがってまた社会主義的所有の三位一体的定式をなす」([8] p. 11)と主張されている。このうち第1定式は、社会主義社会の基礎構造としての位置が与えられ、具体的には経済制度的側面として「労働者の自主管理」を、政治制度的側面として「彼らの自己統治」を意味するものとみなされているように思われる。だが現在、労働者の自主管理や自己統治を「個

用という想定を、文字通り「すべて」と解することには、たとえ共産主義の第2段階についてとはいえ、無理があるように思われる。だが社会的所有にかんしては、原則的に社会の全生産手段を想定しなければならないが、この意味の個人的所有の成立にとって全生産手段を対象とすることは必ずしも必要ではないから、この無理はこの見解の成立自体を危うくするものでは決してない。またこのように考えれば、この見解は部分的には社会主義にも適用可能であると思われる。社会主義段階での労働転換は、何よりもまず各人の教育水準が低いために、社会の生産手段の体系のごく狭い部分に限定されざるをえないが、たぶん社会主義段階において、生産手段利用にかんする意思決定権のうち個人に属するのは、唯一この問題領域だけだと思われるからである。

以上3つのばあいには、「個人的であると同時に社会的でもある所有」が人間解放の思想と一定の関連をもちつつ、しかも社会的メカニズムとして多かれ少なかれ具体的に提示されているというメリットをもつといえる。またそれらの一定の難点を理由にマルクス解釈としてのそれらの成立可能性を否定することにも、マルクス解釈としてのそのいずれをとるべきか判断を下すことにも、「個人的所有」にかんして現在利用可能なマルクスの文献だけでは情報不足であって、無理があると私には思われる。

最後に、経済史的アプローチから、『経済学批判要綱』における本源的所有の3形態の1つゲルマン的形態にかんする叙述中の個人的所有概念と、「否定の否定」の箇所の個人的所有概念とを同一視する見解について、一言ふれておくことにする。ゲルマン的所有形態における個人的所有概念に注目することの含意の1つは、多分そこでの「個人」概念の特徴にあると思われる。すなわち、ゲルマン共同体の構成員が、一方では共同体への各人の埋没を特徴とするアジア的形態とは異なって自立した主体にまで成長しており⁴⁶⁾、他方ではローマ的形態のように公と私とに分裂することなく自らの連合によって共同体

できるという点を「なぜ『生産手段は社会的所有であると同時に個人的所有でもある』と表現しなければならないのか」([11] p. 37)と疑問を表明しておられる。この批判は、再建される個人的所有においては直接生産者は文字通りの個人ではなくて直接生産者全体であるという氏の主張([11] p. 28)にみられる個人概念の曖昧さに由来するように思われる。

46) なお翻訳でははっきりしないが、アジア的形態の説明の箇所ではマルクスは „der Einzelne“ を用いて „individuell“, „das Individuum“ を使用していない([22] pp. 408~410)。ここには、マルクスが後者を「自

を形成しているという意味において、マルクスが意識的に使用した概念だと解釈しうるという点にある。したがってゲルマン的形態における個人概念の重視は、そこでの個人概念が自立した主体の連合という共同体の編成様式をあらわしており、しかもこの編成様式が共産主義的共同体の編成様式に類似しているということに立脚しているといえる。しかし私の管見によれば、マルクスの考察している個人的所有は、家屋や耕地の共同体所有の解体を前提する、個別家族あるいはその家父長の所有だと解釈されるのが経済史学において普通のものであり、それ故所有関係としてみるかぎり、それを個人的であると同時に社会的な所有と解釈することはできないと思われる。

この点に触れる解釈としては、ゲルマン的形態における個人は歴史学的にみると大家族を代表する家父長であるから、そこでの個人的所有とは実際には大家族という集団の所有にほかならず、したがって「否定の否定」における個人的所有も集団的所有のことであるとする見解をあげることができる⁴⁷⁾。この種の見解については、個人的所有といってもある特定の個人が集団を代表しているのであって、実際にはそれは集団的所有のことだという論理は、社会主義とは無縁だということだけのべておく。

4

以上「個人的であると同時に社会的な所有」の成立可能性の問題を検討してきたが、この所有についての具体的な解釈がソ連型社会主義批判という点でいかなるインプリケーションをもちうるのかについて、最後に考察することにする⁴⁸⁾。このような観点からの考察の対象となりうる新解釈としては、a. 個性の独自性の肯定、b.

立した主体」としての各人をあらわすテクニカルタームとして用いていることが示唆されているように思われる。

47) [17] pp. 35~7, 239, 460 参照。しかし、マルクス自身が当該ゲルマン家族を大家族と認識していたか否か、さらにこの家族を所有主体とみていたか否かは、『経済学批判要綱』にそくするかぎり定かではない。この点については[4] pp. 112~148 参照。

48) なお、個人的所有の再建との関連で社会主義的所有関係を把握することを、それは「科学的分析へのイデオロギーの挿入である」として否定的にとらえる見解がある([7] pp. 98~108)。その主要根拠は、「…にもとづく私有」や「個人的所有」という用語は「所有理論とは相容れず、それらはおよそ所有概念とは言えない」([7] p. 108)という点にある。そして何故そう言えないかということの理由は、『『搾取』は生産手段の資本主義的私有に『もとづく』というのに関連の正しい把握であって、『搾取にもとづく私有』ということは生産手段の所有形

共同意思決定における全員一致制, c. 共同意思決定への個人の参加, d. 労働転換, e. 社会的協業への個人的労働時間の組み入れ, の5つをあげることができる。このうち a, b は共産主義の第2段階のみに適合的な考え方である。c は社会主義段階に成立するものとして主張されているが, 共産主義の第2段階にも適合的だとみることでもある。d は共産主義の第2段階にかんして主張されたものであるが, その第1段階にも部分的には適用可能だと思われる。e は社会主義段階のみに適合的である。

e 見解は, 労働が生産手段所有であることの論証が欠如しているという根本的欠陥を別としても, 労働に応じてうけとる個人的労働時間部分が社会的協業に組みこまれているという意味で個人的所有は社会的所有の内容そのものだという主旨は, この見解の主張者の狙いとは逆に, ソ連型社会主義弁護論にさえなりかねないという欠陥をも併せもつといえる。この見解は, ソ連などにおいて曲りなりにも労働に応じた分配が実現されている以上, ソ連の一部の論者と同様に⁴⁹⁾, ソ連型社会主義のもとでも個人的所有が成立していると主張する結果に陥る可能性を含んでいるからである。なるほどソ連などにおいて労働に応じた分配の原則が実際に実現されているか否かについては議論の余地が残るが, しかしそれはこの分配原則が正しく組織されているか否かの問題であって, ソ連においてこの分配原則が一般的承認をうけておりその実現のために多大な努力が払われてきたことは周知の通りであるから, 少なくとも個人的所有概念を「忘却の荒野」におき忘れてきたという問題ではないことになる。d 見解は, 社会主義に適用するばあいでも, 強制的労働配分が公認されていた戦時共産主義の批判としては有効

態に関するかぎり論理的に成立しない」から「かかる所有概念を生産手段の所有概念とみなすことは理論的には不可能である」([7] p. 105) という点にあり, また「労働にはもとづかない土地や鉱物資源が生産手段として立派に所有の対象となる」以上自分の労働にもとづく私有という「概念が生産手段の所有に関するものでありえないことは議論の余地のないことである」(同上) という点にある。この見解の誤りはマルクスの所有の把握方法についての理解不足にある。マルクスのばあい所有形態は再生産の観点から, それがいかに再生産されるか, そしてまた再生産の過程を通じてそれを否定する条件がいかに形成されるかという観点から規定されているのであり, 「自分の労働にもとづく」とか「他人の労働の搾取にもとづく」とかいう規定は, 所有形態の再生産の源泉を示すものにほかならない。『資本論』第1巻第24章第7節には, 所有形態の再生産の条件とそれを否定する条件の形成とが簡潔に要約されているとみることができる。

49) [36] crp. 11 参照。

であるが, 現在のソ連・東欧社会主義の批判としては, 問題の核心から多少ともずれているといえる。c 見解は, マルクス解釈としての成立可能性の点を明確にできれば, ソ連型社会主義の所有制度の欠陥を衝くことのできる見解だといえる。a, b 見解は, 社会主義に実現すべきものを実現していないという形の批判には役立たないが, 社会主義は共産主義の第2段階を準備する過程だという観点から, 社会主義段階でもその実現に向けての努力がなんらかの形で行なわれていなければならないという主張は可能である。このばあいには b 見解が c 見解と関連してくることは明らかで, 社会主義から共産主義への移行において, 個人的所有は可能性の概念から現実性の概念に転化されるというケースを想定することも可能かも知れない。個性の独自性の肯定としての所有を重視する a 見解は, 生産手段利用にかんする意思決定権の社会的配分としての所有が焦眉の問題となっているソ連型社会主義の批判としてはあまりにも抽象的であり, また前者の所有の実現のために後者の所有のあり方を考えるという接近方法はあるとしても, これもあまりにも間接的だと思われる。

総じて, 個人的であると同時に社会的な所有の具体的解釈としてあげた5見解のうち, マルクス解釈としての成立可能性の点とソ連型社会主義批判としての有効性の点からみて, 最も不合理な e 見解を捨象したとしても, なお「否定の否定」における個人的所有概念の具体的解釈となると幾つもありうるのであって, この概念は, それに関するマルクスの一層明確な規定でも新たに発見されないかぎり, 一義的分明性に欠如するものだといえる。したがって, このように多義的な個人的所有概念の異なる解釈にもとづく異なる実践も是認されるべきであって, たとえばユーゴスラヴィアで c 見解を根拠として労働者自主管理制度を導入したとしても, そのこと自体はマルクスからの乖離と批判されるべきことでは全くない。他方, 通説的見解が生産手段の「個人的であると同時に社会的な所有」の否定にまですすむことは明らかに誤謬であるが, しかしこの見解が一義的分明性に欠ける個人的所有概念の実践への適用を主張しない点にとどまるかぎりでは, それは非難されるべきことではないように思われる。したがって, 個人的所有概念は「否定の否定」の箇所をみると主として生産手段にかんするものであることがわかるために, ソ連型社会主義批判の用具としての有効性を期待させるものであるが, この点ではかなり限界をもつものであって, これにあまり大きな期待を寄せることはできないように思われる。(一橋大学経済研究所)

参考文献

- [1] 石見尚『土地所有の経済法則』未来社, 1966年。
- [2] 岩田昌征『社会主義の経済システム』新評論, 1975年。
- [3] 岡稔『社会主義経済論の新展開』新評論, 1975年。
- [4] 熊野聰『共同体と国家の歴史理論』青木書店, 1976年。
- [5] 田口富久治『マルクス主義政治理論の基本問題』青木書店, 1971年。
- [6] 竹内芳郎「われわれにとって『資本論』とは何か」(上), 『思想』1970年4月。
- [7] 刀田和夫「いわゆる『個人的所有』について」『唯物史観』1974年, Vol. 13.
- [8] 富岡裕「社会主義的所有」『アジア経済』1974年, Vol. 15, No. 6.
- [9] 富沢賢治『唯物史観と労働運動』ミネルヴァ書房, 1974年。
- [10] 富沢賢治「『資本論』における『労働の社会化』概念」『経済研究』1973年, Vol. 24, No. 1.
- [11] 長砂實「社会主義にかんする古典的諸命題の現代的意義」『唯物論』1973年創刊号。
- [12] 西野勉「資本の直接的生産過程と『個人(個体的所有)』『再建』問題」『海南経済学』1977年, No. 5.
- [13] 西野勉「『個人(個体的所有)』『再建』問題と『経済学批判要綱』(一)」『海南経済学』1978年, No. 6.
- [14] 林直道『史的唯物論と経済学』(下)大月書店, 1971年。
- [15] 林直道『史的唯物論と所有理論』大月書店, 1974年。
- [16] 平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店, 1969年。
- [17] 福富正実『共同体論争と所有の原理』未来社, 1970年。
- [18] 見田石介「平田清明氏はマルクスをいかに『発見』するか」『見田石介著作集』第5巻, 大月書店, 1977年。
- [19] マルクス『資本論』マルクス・エンゲルス全集23巻a°
- [20] マルクス『ゴータ綱領批判』岩波文庫, 1975年
- [21] マルクス「ユダヤ人問題によせて」マルクス・エンゲルス全集, 1巻。
- [22] マルクス『経済学批判要綱』大月書店, 1959年。
- [23] マルクス『マルクス経済学ノート』杉原・重田訳, 未来社, 1962年。
- [24] マルクス・エンゲルス『共産党宣言・共産主義の原理』国民文庫, 1952年。
- [25] エンゲルス『反デューリング論』(1), 国民文庫, 1955年。
- [26] レーニン「『人民の友』とはなにか」レーニン全集, 1巻。
- [27] スターリン『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』国民文庫, 1953年。
- [28] 『ソビエト国家と法』ナウカ, 1972年。
- [29] 『ユーゴスラヴィアの共産主義』村田陽一訳, 大月書店, 1958年。
- [30] カルデリ『自主管理社会主義と非同盟』山崎洋・那美子訳, 大月書店, 1978年。
- [31] Brus, W., *Socialist Ownership and Political Systems*, London and Boston, 1975.
- [32] Djordjević, J., "A Contribution to the Theory of Social Property," *Socialist Thought and Practice*, No. 24, 1966.
- [33] Dühring, E., *Kritische Geschichte der Nationalökonomie und des Socialismus*, Berlin, 1875.
- [34] Венедиктов, А., «Государственная социалистическая собственность» Москва, 1948.
- [35] Вирская, И., О социалистической собственности, «Под знаменем марксизма» No. 8, 1936.
- [36] Ерёмин, А., Об анализе развития социалистической собственности, «Вопросы экономики» No. 5, 1978.
- [37] Лурье, Д., Сталинская конституция социалистического государства, «Проблемы экономики» No. 3, 1936.
- [38] Цаголов, Н. А., ред., Курс политической экономии, т. II, 1970.
- [39] Шепилов, Д., Учение о социалистической собственности, «Проблемы экономики», No. 5/6, 1940.
- [40] «История советской конституции, сборник документов, 1917~1957», Москва, 1957.